



青森県報

第一千十一号

平成十四年四月十九日(金曜日)

日 次
告 示

○家畜伝染病の発生……………(畜産課)：一

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(総務学事課)：一
○市街地再開発組合理事長の氏名及び住所……………(建築住宅課)：二

出先機関

○土地改良事業計画変更の同意……………(東地方農林)：二
○右 同……………(同)：二

○土地改良区の役員の就任……………(中水産事務所農林南)：二
○土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)：三

○右 同……………(水地方農林戸)：三

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(企画課)：四
○風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………(同)：五

○平成十四年四月五日定例公告中……………(農村整備課)：五

告 示

青森県告示第二百五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年四月十九日

青森県知事 木 村 守 男

ニユウカ ツスル病	家畜伝染 病の種類	種家畜 類	患畜、 の疑似 別似	羽数	発生の場所又は区域	年発 月 日生
鶏						
患畜						
三六	上北郡上北町					

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月十九日

青森県知事 木村守男

二 理事長の住所
青森市沖館四丁目五の二七
蛸島長司

- 一 特定役務の名称及び数量
県庁舎清掃作業委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部総務学事課
青森市長島一丁目一の一

- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東洋建物管理株式会社
青森市橋本一丁目七の三
- 六 契約金額
二千四百五十七万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十四年二月十三日

出先機関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、今別町に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十四年四月十日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

一 事業名 基盤整備促進
二 地区名 大開
東地方農林水産事務所長 山口忠久

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、今別町に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十四年四月十日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

- 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合から、次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があるので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

青森県知事 木村守男

- 一 理事長の氏名

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

軽平川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

中南地方農林水產事務所長
小野祐司

区役員別の氏名、住所、就任及び退任の年月日

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

三戸地方農林水産事務所長

平野隆士

理 事														区役員別 氏名
監 事							理 事							
中村	嶋森	古川	江戸	若松	赤坂	下田	嶋森	三浦	中村	中村	嶋森	若松	赤坂	下田
明人	兼一	雄強	政貴	一志	光正	常春	弘治	明人	明人	雄強	徳人	一志	光正	常春
三浦美佐男	三浦光弘	小泉徳人	川村政貴	清見一志	若松光正	石渡孝	嶋森弘治	與吉	八戸市大字豊崎町字下永福寺三の	八戸市大字豊崎町字下永福寺三の	八戸市大字豊崎町字下永福寺三の	八戸市大字豊崎町字下永福寺三の	八戸市大字豊崎町字下永福寺三の	八戸市大字豊崎町字下永福寺三の
中川原吉則	二七	大字豊崎町字下永福寺二三	三戸郡五戸町大字扇田字家ノ表四〇	三戸郡五戸町大字扇田字家ノ表四〇	三戸郡五戸町大字扇田字下永福寺二三	八戸市大字豊崎町字下永福寺二三								
八戸市大字豊崎町字下永福寺二四の一	字下七崎四一の一	字滝谷三三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三	大字豊崎町字下永福寺二三
就任及び退任														平成四・四・二就任
の年月日														平成四・四・二就任
西・三・三退任														西・三・三退任

青森県公安委員会告示第十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

公 安 委 員 会

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	フィーバーパチリーグDX	株式会社三共
回胴式遊技機	CRフィーバーパイキングSX	アイジーティージャパン株式会社
同 右	マリリン	ドリームセブンアルファX
同 右	インゴット	ドリームセブンアルファ
同 右	ワインクルR	ドリームセブンSP
高砂電器産業株式会社	株式会社バルテック	同 右

青森県公安委員会告示第二十号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号)第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

正誤

第二〇〇四五・五号	発行年月日
公 告	区 分
四	ペ ー ジ
上	段
四	行
県営土地改良事業（ほ場整備事業）	誤
育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業（担い手	正

農 村 整 備 課

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	地域
三戸春まつり	平成十四年四月一十四日から同年五月六日まで	弘前市
金木桜まつり	平成十四年四月二十日から同年五月六日まで	三戸町
金木町	弘前市	営業時間の延長を認める地域

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	